

地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた 広島県アクションプラン

1 趣 旨

「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、地域に在住する外国人が生活していくうえで必要となる日本語能力を身に付け、社会の一員として、孤立することなく地域に参加できる環境を整備するため、県及び市町が連携して取り組むべき方針（アクションプラン）を策定する。

【日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）】（抜粋）

- ・地方公共団体は、（法の）基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する（第5条-地方公共団体の責務）
- ・地方公共団体は、（国の）基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める（第11条-地方公共団体の基本的な方針）
- ・地方公共団体は、（略）国の施策を勘案し、その地域公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする（第26条-地方公共団体の施策）

2 アクションプランの対象範囲

策定にあたっては、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定 令和2年6月23日） オ 地域における日本語教育」及び文化庁事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業等）で扱う範囲とし、県と市町が連携して取り組むべきプランとする。

【日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定 令和2年6月23日）】 オ 地域における日本語教育（抜粋）

各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を推進する

- ① 日本語を学習する機会を提供すること
- ② 一定水準の学習内容を示すこと
- ③ 日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること
- ④ 学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ること

3 策定主体

ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）

4 対象期間

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度とし、国の動向などを踏まえて適宜見直しを図るものとする。

本 文

1. 広島県内の地域日本語教育を取り巻く現状と課題

(外国籍県民数の推移)

～年間 4,000 人以上の伸び、技能実習生は 5 年間で倍増、

日本語によるコミュニケーションが難しいと思われる外国籍県民が多数を占める～

- ① 広島県内には、令和元年 12 月末現在で 56,898 人（前年より 4,764 人の増加）の外国籍県民が生活している。
- ② 最近の推移では、平成 20 年の 42,226 人をピークに年々減少傾向にあったが、平成 25 年から増加傾向に転じ、平成 27 年から 5 年連続で過去最高の人数を更新している。

(各年 12 月末現在、単位：人)

平成元年	27 年	28 年	29 年	30 年	令和元年
19,672	42,899	46,047	49,068	52,134	56,898
増減	3,057	3,148	3,021	3,066	4,764

- ③ 平成 30 年の国籍別人口を平成 25 年と比べてみると、中国は 304 人の減、ベトナムは 7,743 人の増、韓国・朝鮮は 1,255 人の減、フィリピンは 2,170 人の増、ブラジルは 266 人の減となっており、ベトナム籍県民数の増加が際立っている。
- ④ 令和元年の在留資格別人口を平成 26 年と比べてみると、技術・人文知識・国際業務が 2.3 倍の増、技能実習及び留学が約 1.6 倍の増となっている。
平成 28 年以降、在留資格別では技能実習が最多を占めている。
- ⑤ 県内では、中小企業を中心に、人手不足に直面しており、外国人労働者は増加の一途をたどっている。（但し、コロナ禍において、今後の動向が不透明な面はある。）
 - ・有効求人倍率（R1 平均）は、2.05 倍（全国 2 位）
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数は H27 以降急激に増加し、5 年前の約 2 倍（17,154 人、全国 4 位（R1.10 末、広島労働局調べ））に達する。
 - ・外国人雇用事業所の 6 割は、規模 30 人未満の事業所（4,947 中 3,013 事業所）、100 人未満を含めると 8 割（4,947 中 4,007 事業所）に達する（R1.10 末、同）。
- ⑥ また、令和 2 年度の外国人材生活意識調査において、日本語で会話することが「できる」と回答した者が 33.6%に留まっており、日本語によるコミュニケーションが難しいと考える外国籍県民が多いことが窺える。

(外国人等に対する日本語教育の概要)

～外国人等の日本語学習者の増加に伴い、日本語教師等も増加傾向にあり、中でも非常勤やボランティアの増加の伸びが大きくなっている。一方で、日本語教育コーディネーターは減少傾向にある～

- ① 在留外国人の増加に伴って、日本語学習者も増加する傾向となっており、全国では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で日本語学習者は 1.5 倍まで増加している。学習者全体の 6 割は留学生となっており、出身地では中国・ベトナムが半数以上を占め、その受け皿としての日本語学校等や日本語教師等が増加している。
- ② 日本語教師の養成機関等においても増加が見られ、うち任意団体等の養成機関は倍増している。他方で日本語教育コーディネーターについては、配置機関数・実数とも減少している。
- ③ 広島県では、日本語学習者が令和元年度までの 5 年間で 35%増加している。また、日本語教育実施機関・施設等、日本語教師等の数もそれぞれ 12%、16%増加しているが、大学等については、減少している。日本語教育コーディネーターについては、配置機関数・実数とも減少している。

出典：文化庁調査「国内の日本語教育の概要」平成 27 年度～令和元年度までを集計

(地域) 日本語教育コーディネーター：地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成や日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わる者（文化庁資料から抜粋）

（広島県内の外国人等に対する日本語教育の課題）

～ボランティアに支えられる地域日本語教育，日本語教育空白地域も多数存在，運営資金，指導者が不足～

- ① 外国籍県民に対して実施したヒアリングで、日常生活で困っていることの一番は日本語ができないという意見であった（4割強）。
- ② また、外国人の日本語学習意欲は、令和 2 年度外国人生活意識調査結果で **96.3%** と高い。
- ③ 外国人の増加に伴い在留資格や背景の多様化も進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではなく、外国人等の日本語学習の意欲にも差があると言われている。
- ④ 県内の多くの地域日本語教室は、多くのボランティアによって支えられており、多様化する外国人学習者のニーズを可能な限り吸収しながら、地域に根付いた活動になってきている。
- ⑤ 他方、令和元年 10 月の「日本語教室空白地域に関する市町アンケート」では、空白地域（※1）は、少なくとも、9市町、のべ31か所であったように、県内には、外国人が集住する地域に日本語教室がない地域も多く、地域日本語教室への参加を希望するが、機会を得られていない、もしくは、費用や時間をかけて遠距離を教室に通っている外国籍県民が一定程度いると思われる（※2）。

（※1）空白地域の範囲の捉え方は、市町の実態に応じて、旧市町域、中学校区（生活圏域）、小学校区と様々ある。

(※2) 県内の在留外国人数に対する日本語学習者数の割合は、全国 9.5% (277,857 人 / 2,933,137 人) と比較して 7.8% (4,462 人 / 56,898 人) に留まっている。

- ⑥ また、今後、技能実習生や特定技能をはじめとする外国籍県民の増加に伴い、十分な日本語学習の機会を得られない外国籍県民が増加することが予想される。
- ⑦ 現状において、外国人材雇用企業の多くが職場や生活支援上の課題として、「コミュニケーションがとりづらい」ことを挙げており、外国人材雇用企業の 41.0% が、「日本語習得教育等の支援」について行政に改善を希望するなど(※)、今後、行政からの支援を求める声が一層強まることが想定される。(※令和元年度「外国人材就労意識調査」)
- ⑧ 日本語教室の所在する市町のほとんどから、日本語学習を希望する外国籍県民が増加する中、日本語を教える指導者やボランティアが不足しているほか、運営資金が十分でないという課題も提起されている。
- ⑨ 地域に在住する外国人等が生活していくうえで必要となる日本語能力を身に付け、社会の一員として孤立することなく地域に参加できる環境を整備するためには、地域日本語教室が、地域の外国人等にとって身近な社会教育の場として、日本語学習のみならず、地域住民との多様な交流の機会を得られ、すべての参加者がともに学べる地域のコミュニティー拠点としての役割を果たしていく必要がある。
- ⑩ このため、地方自治体としては、予算面や支援者確保の観点から積極的に教室の運営等を支えるとともに、空白地域においては、新たな地域日本語教室の開設など地域コミュニティー拠点としての場の提供に可能な限り努める必要がある。
- ⑪ また、学習機会の提供に向けた取組と並行して、外国人等が生活者として円滑に意思疎通できるようになるために、日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図るとともに、様々な背景を持つ外国人等に応じた一定水準の学習内容を示し、学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図る必要がある。

2. 広島県の地域日本語教育の推進体制整備(ひろしま多文化共生連絡協議会の活用) ～県・市町・(公財)ひろしま国際センターの連携～

- ① 本県においては、多文化共生社会づくりのため、各市町に外国人相談窓口及び日本語学習支援窓口を設置しているほか、県が事務局となり、各市町や国の関係機関等を構成員とする「ひろしま多文化共生連絡協議会」を設置している。
- ② 地域日本語教育については、県、市町、(公財)ひろしま国際センターが連携しながら進めていく必要があることから、この協議会を活用して「地域日本語教育総合調整会議」を開催し、外国人等のための日本語学習機会の提供を進めていくための方針や取組内容等を協議、決定していくこととする。

(県の役割)

- ① 「ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）」を通じた市町や（公財）ひろしま国際センター（研修部）との連携及び市町の取組支援。
- ② 国との施策連携・調整。日本語学習機関，外国人受入企業等との連携。
- ③ （公財）ひろしま国際センター（研修部）における地域日本語教育コーディネーターの確保・養成を支援。
- ④ 「ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）」の運営（事務局）

(市町の役割)

- ① 「ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）」を通じた県や（公財）ひろしま国際センター（研修部）との連携。日本語学習機関，外国人受入企業等との連携。
- ② 地域日本語教室の開設，運営（他団体への委託，NPO等が実施主体である場合の当該NPO等の活動支援を含む）
- ③ 地域日本語教室に携わる日本語学習支援者や指導者人材の確保・養成。
- ④ 将来的な地域日本語教育コーディネーターの確保・養成を支援。

((公財)ひろしま国際センター（研修部）の役割)

研修部に日本語講師チーム（5名在籍）があり，これまで JICA 研修員や留学生，地域に在住する外国人に対する日本語教育の提供，市町等からの依頼に応じた日本語教育に関する研修等を行ってきた実績やノウハウを有している。

こうしたノウハウ等を活かし，同センター（研修部）を中核として県内の市町のリソースを有機的に結び付けるとともに，適宜人的や教材等の面で，市町のサポートができるよう体制強化を図りながら，県全体としての日本語教育の拡充を図る。

3. 今後の取組の方向性

(国の取組)

- ① 国においては，日本語教育推進法の趣旨に則り，日本語教育推進施策を総合的に策定・実施することとし，必要な法制上・財政上等の措置を講じるとしている。
- ② このため，国内の日本語教育機会の拡充に向けては，国として，都道府県及び政令指定都市が行う，地域日本語教育の総合的な体制づくり支援や日本語教室空白地域の解消に向けた新規教室開設支援，ICT教材開発・提供などの取組，地域日本語教育コーディネーター育成研修などの人材育成，地域日本語教育の優良事例等の情報共有や自治体担当者研修などを実施することとしている。

- ③ また、国民の日本語教育に対する理解促進のための機会の提供、日本語教育を行う機関の日本語教育水準の維持向上、日本語教育人材の養成及び資質・能力を向上させるためのカリキュラムの開発・普及、日本語教師の質を担保するための資質・能力を証明する新たな資格の制度設計などを行うとしている。
- ④ このほか、多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることが可能となるよう、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すとともに、これを踏まえた日本語能力の判定基準の策定を行うこととしている。

【国の基本方針 オ 地域における日本語教育 に掲げられた具体的施策例及び文化庁の事業】

具体的施策例	対応する文化庁事業
○ 都道府県及び政令指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援 ・総合調整会議や総括コーディネーターの設置 ・日本語教室の実施 ・行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等	⇒地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（R1～都道府県・政令市）
○ 地方公共団体の日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供	⇒都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修（H20～） ⇒都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
○ 日本語教室空白地域への支援 ・日本語教育の専門家をアドバイザーとして空白地域に派遣 ・日本語教室の開設・運営についての協議の場の提供 ・日本語教室空白地域等に在住する外国人等のための自習教材（ICT教材）の開発・提供	⇒「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業（H30～） ・地域日本語教育スタートアッププログラム ・空白地域解消推進協議会 ・ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・提供
○ NPOや公益法人、大学等が取り組む日本語教育や人材育成のための先進的な取組支援	⇒「生活者としての外国人」のための日本語教育事業－地域日本語教育実践プログラム
○ 行政や地域の関係機関との連携や日本語教育教室の企画・運営の中核を担う地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修実施	⇒「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 ・地域日本語教育コーディネーター研修
○ 地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修実施	⇒都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

（県の取組）

- ① 本県においては、国から「地域日本語教育の総合的な推進体制づくり」補助事業の採択を受け（令和元年度～）、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、空白地域への地域日本語教室の開設や地域コミュニティー拠点としての地域日本語教室形成に向けた市町の取組支援（市町委託事業）、（公財）ひろしま国際セン

ター（研修部）の市町のサポート体制強化に向けた人材育成などの取組を行っている。

- ② 引き続き、国の補助事業などを活用しながら、空白地域への地域日本語教室の開設や地域コミュニティ拠点としての地域日本語教室形成に向けて、県と市町の連携により地域の課題を明らかにしながら的確に対処し、日本語学習機会の提供などに取り組む。
- ③ また、それぞれの日本語学習者の背景に対応した一定水準の学習内容を示すほか、日本語教師の質を担保するための資質・能力を証明する新たな資格の制度設計や学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みや日本語能力の判定基準の策定など、国の動向を踏まえた対応について、市町や日本語教育機関、外国人受入企業等と連携して取り組む。

【県の取組内容】

1. 実施目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町支援の中核となるひろしま国際センター（研修部）（以下「H I C」とする。）における地域日本語教育コーディネーター養成を進めるとともに、市町の地域日本語教室等との連携強化を図る。 ・ 既存日本語教室の活性化を図るとともに地域日本語教室の空白地域の解消に向けた取組を進める。
2. 実施内容
① 総合調整会議の設置（年2回）
<p>県、国・市町、関連団体、有識者（総括コーディネーター）等から構成される会議を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教育推進法成立後の行政の役割や国・県・市町の役割分担への理解を深め、自治体が行うべき地域日本語教育の在り方、国の施策と連動した今後の取組方針などについて、関係者で共通認識を図る。（5月） ・ 地域日本語教室や日本語学習支援者研修で実施した内容やヒアリング結果を共有するとともに、翌年度の事業内容について協議し決定する。（1月）
② 総括コーディネーターの配置（1名）
H I Cに在籍する日本語講師を総括コーディネーターとして配置し、総括コーディネーターとしての業務として委託する。
③ 地域日本語教育コーディネーターの配置に向けた取組
<p>地域日本語教育コーディネーターの候補者育成支援</p> <p>H I Cの日本語講師を、O J Tにより地域日本語教育コーディネーターとして育成する。</p> <p>（取組内容）</p> <p>H I Cが実施する海外からの研修員等に対する日本語研修プログラムにおいて、研修のコースデザイン、カリキュラム、授業内容・使用教材等の作成、授業の実施、報告書の作成などを行うほか、地域日本語教室への参加し、協働することなどにより人材育成を図る。</p>

④ 日本語教育人材に対する研修

市町等職員研修

(1) 実施方法

- ・ 2回は総合調整会議と併せて開催（5月、1月）・・・対象：総合調整会議構成員
- ・ 1回は単独で開催（8月）・・・対象：市町委託事業関係者等

(2) テーマ候補

（5月、1月）日本語教育推進法の今後の動向（社会教育・補償教育）、職員に求められるもの、やさしい日本語等（総合調整会議における意見交換や協議内容とのリンクを図る）
（8月）市町委託事業の進め方や課題検証について市町の担当者が情報共有できる場とする。

※ 住民向け研修については⑤で実施

⑤ 市町の取組支援

市町委託事業

1 目的

日本語教育の空白地域を解消するとともに、日本語能力が十分でない外国人住民が生活等に必要な日本語能力を身に付け、社会の一員として地域へ参加できるよう、地域コミュニティー拠点としての地域日本語教室を形成することを目的とする。

この目的を達成するため、市町への委託事業により、地域課題等の把握・検証、運用上のノウハウの蓄積、県内の関係機関等への共有を図り、もって地域日本語教育の推進体制を整備する。

2 実施方法

県内市町から企画案を募集し、選定された市町に業務を委託して実施。

（委託先）県内市町及び市町国際交流協会、NPO等、日本語教室の運営団体等

3 委託業務の概要（R2年度～）

業務名	概要
① 日本語学習支援者養成研修	社会教育の場としての地域日本語教室の開催に向けた日本語学習支援者の養成を通じて、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。
② 地域日本語教育理解研修会の開催	社会教育の場としての地域日本語教室や、やさしい日本語の重要性の理解促進などに向けた研修会等の開催を通じて、行政・住民・NPO等の協働体制整備に向けた、地域の課題等の把握・検証及び運用上ノウハウの蓄積を行う。
③ 地域日本語教室の開催（新規教室のみ）	社会教育の場としての地域日本語教室を新たに開催することを通じて、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。

※県事業の当面の3年計画


実施項目	R 3	R 4	R 5
① 総合調整会議	年2回程度開催（方針決定，実践共有等）		
② 総括コーディネーター配置 （H I C日本語講師Tリーダー）	1名配置（全体総括）		
③ 地域日本語教育コーディネーター配置 （H I C日本語講師を育成）	3名以上配置（拡充）（候補者育成→市町支援等）		
④ 市町等職員研修	年2回程度開催（総合調整会議と合同開催）		
⑤ 市町の取組支援 ・日本語学習支援者養成 ・地域日本語教育理解研修 ・地域日本語教室開催（新規）	参加市町（R 2：5市町）拡充		
⑥ ひろしま国際センター（研修部）の機能強化	市町支援に向けたリソース（人材・教材等）拡充		
⑦ 国の動向等に対応した関係機関連携	大学，日本語教育機関，教育委員会，N P O，企業等と連携		

<空白地域の解消（目標）>

空白地域における日本語教室開催地域（解消地域の累計）	3 地域 呉，廿日市，北広島	8 地域	14 地域
----------------------------	-------------------	------	-------

※R 1市町アンケートに基づく空白地域 31 か所の解消を目指す。（なお，空白地域については，適宜再調査を行う）

<県事業の標準年間スケジュール>

時 期	共通事項	H I Cの取組み	市町支援（市町委託）	
4月	月上旬 補助金交付決定	総括コーディネーター1名を配置，地域日本語コーディネーター候補（5名）養成（O J T）		
5月	総合調整会議・市町等職員研修	 総括コーディネーター，地域日本語コーディネーター候補が地域日本語教室（参加し，協働して実施する。（信頼関係構築・実態把握等）	・地域日本語教室実施市町の募集 ・日本語学習支援者養成研修実施市町の募集	
6月			・やさしい日本語 ・地域日本語教育理解の促進	・地域日本語教室 ・日本語学習支援者養成研修
7月				
8月				
9月	市町等職員研修			
10月				
11月				
12月				
1月	総合調整会議・市町等職員研修			
2月	事業終了			
3月	中旬 実績報告書の提出			

【市町の取組】

- 県が実施する日本語教育人材に対する研修に職員等を参加させるとともに、地域のニーズに沿って、主体的に、日本語学習支援者養成研修や地域日本語教室などを、各市町地域国際協会等の関係機関と連携し開催する。

※市町委託事業参加市町の計画（R2～）（市町の参加状況に応じて適宜追加）

市町名	現 状・将来展望	実施内容
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に居住する外国人へ日本語を学ぶ機会の提供及び外国人と地域住民の交流の場としての役割を果たす地域日本語教室の充実、多文化共生の実現化に有効である。しかしながら、呉市内において地域日本語教室の支援者数は十分とはいえない。 ・日本語教室支援者数を確保し、地域と協働した日本語教室の運営体制の整備につなげる。 	R2：日本語学習支援者養成研修 R3： （協会実施分） R2：地域日本語教室理解事業（フォローアップ研修） R3：
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に居住する外国人への日本語を学ぶ機会の提供及び外国人と地域住民の交流の場としての役割を果たす地域日本語教室の充実、多文化共生の実現化にとって必要であるが、廿日市市において実施する地域日本語教室は空白地帯も多く、ニーズに十分に対応しきれていない。 ・このため、当事業を実施し、日本語教室の運営体制を充実させ、地域のなかでの外国人の居場所づくり、外国人と地域住民との交流の場として多文化共生の実現化に資することを目的とする。 	R2：地域日本語教室運営者フォローアップ研修 R3：
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室では、支援者が高齢で引退している。このため、新しいスタッフの育成を行い、地域日本語教室が地域コミュニティー拠点として、教室を訪れる外国人住民が地域の人々と更に交流できる教室を目指す。 ・地域日本語教室を通じて互いを理解し、良好な関係を構築することで、外国人もすみよいまちづくり及び多文化共生社会の実現につなげる。 	R2：日本語学習支援者養成研修 R3：
海田町	<ul style="list-style-type: none"> ・海田町は、県内で最も外国人割合が高く、ブラジル、ペルー、ベトナム、中国など英語圏以外の方が多い。地域に溶け込まず、災害発生時等にコミュニケーションが取れないという課題がある。 ・日本語教室のボランティアスタッフを拡充し、外国人住民が地域に溶け込める環境づくりを行う。 	R2：日本語学習支援者養成研修 R3：
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> ・近年急増する町内在留外国人の生活の向上と交流を図るため、東南アジア出身の技能実習生等を対象とした日本語教室を開設する。 ・教室の開催をとおして在留外国人のニーズを把握することや、交流のきっかけ作りにつなげる。 	R2：在留外国人技能実習生等を対象とした日本語教室 事業 R3：

※広島市については、文化庁事業の補助事業の採択を受け事業を実施（R1～）

【(公財) ひろしま国際センターの取組】

- 研修部のコーディネーターが中心となって、市町の取組を支援する。

<コーディネーターの役割>

・総括コーディネーター

- 1) 地域日本語教育に関する県との協議，調整(総合調整会議，アクションプラン作成等への参画)
- 2) 広島県内の地域日本語教室・空白地域解消等に関わる取組支援(日本語ボランティア講座の実施や教室運営に係る相談等)
- 3) 県内市町職員・住民等に対する啓発活動等の支援(地域日本語教室の役割や「やさしい日本語」研修等の実施)
- 4) 地域日本語教育に関する教材作成等の実施
- 5) 地域日本語教育コーディネーターの育成

・地域日本語教育コーディネーター（候補）

- 1) 地域日本語教室での参与観察（※）の実施
- 2) 参与観察（※）結果に基づいた協働実践の実施
※現在の候補者段階での位置付けであり，今後，人材育成を経て，地域日本語教育コーディネーターとして市町支援等や総括コーディネーターの補佐等の業務を行う。

※参与観察：社会調査の方法の一。調査者自身が調査対象である社会や集団に加わり，長期にわたって生活をともにしながら観察し，資料を収集する方法。文化人類学における異文化社会の研究などに用いられる。
(出典：デジタル大辞泉)

参考図 広島県の地域日本語教育の推進体制

